

京都市告示第197号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
壬生経46号線	中京区壬生下溝町8番地の2地先内	告示の日
山科竹鼻経16号線	山科区竹鼻立原町5番地の59地先内	同上

(建設局土木管理部道路明示課)